

長洲小学校いじめ防止基本方針

(1) いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

【いじめの定義】

- 児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。《いじめ防止対策推進法第2条》

【いじめの防止】

- 心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、子供に将来の夢やそれに挑戦する意欲をもたせることで、「いじめをしない」「いじめさせない」「いじめに負けない」集団づくり、いじめを生まない土壤をつくり上げる。

【いじめの認知】

- 特定の教職員のみで認知することなく、法第22条の「学校いじめ対策組織」（いじめ不登校対策委員会）を活用して行う。
- 表面的形式的にすることなく、いじめられた子供の立場に立って行わなければならない。けんかやふざけ合いであっても被害性に着目し心身の苦痛を感じていれば積極的に認知する。

【情報共有と組織対応】

- 教職員はいじめに関する情報を抱え込みず、「学校いじめ対策組織」（いじめ不登校対策委員会）内の「情報集約担当者」（教頭・養護教諭）に情報を提供する。また、対応方針の決定は、教職員個人の判断ではなく、「組織」で行う。

【事案に応じた対応】

- いじめられた子供の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導をする場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の子供に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手に傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。
- 心身の苦痛を感じる要因となった行為が、犯罪行為である場合等においては、警察等の関係機関と連携する。

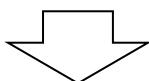
(2) いじめ問題に対する具体的対応に関する事項

【早期発見】

- ・教職員の気づき（日常的な観察等）
- ・子供、保護者等からの訴え等
- ・教育相談（計画的・随時）
- ・心のアンケート、いじめ匿名連絡サイト

【調査方法の確認と認知】情報集約担当者（教頭・養護教諭）の把握

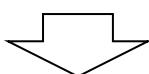
- ・被害の訴えのあった子供からの聴取
- ・加害の疑いのある子供からの聴取
- ・その他の子供からの聴取
- ・関係教職員からの情報収集
- ・事実確認の整理といじめの認知
- ・子供及び保護者への説明



【対応方針の決定】 いじめ不登校対策委員会

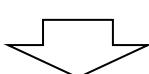
〔校長、情報集約担当者（教頭・養護教諭）、生徒指導主任、担任〕

- ・対応方針及び役割分担の決定（再発防止、心のケア、別室・特別指導等）
- ・対応方針に対する全職員の共通理解・児童相談所・警察との連携・調整
- ・対応方針に関する関係する子供の保護者等への説明



【解消に向けた取組】 計画的・組織的に対応

- ・被害者への支援・ケア
- ・加害者への指導・支援・ケア
- ・関係保護者との情報共有・支援
- ・他の子供、保護者への対応等
- ・PTA・地域との連携
- ・関係機関等との連携



【解消の判断】 いじめ不登校対策委員会

- ・被害者及びその保護者との面談や教育相談による確認
 - ・関係者への聴取及び行動観察
 - ・認知後のいじめアンケート等の回答状況
- 〈条件1〉 いじめに係る行為が止んでいる。（少なくとも3ヶ月を目安）
- 〈条件2〉 被害者が心身の苦痛を感じていない。（面談等による確認）